

平成30年度診療報酬改定は小児看護にどのような影響を与えるか
～人生100年時代を見据えた社会の実現に向けた取り組み～

【話題提供】在宅の現場はどのように変わるのか

伊東市民病院 上原章江

病気や障がいをもちながら地域で過ごす子どもたちの動向

長期にわたり療養を要する小児の推移

中医協 総 - 3
29.1.11

医療的ケアを必要とする子ども
9,403名 (2005年) → 17,078名 (2015年)
約2倍

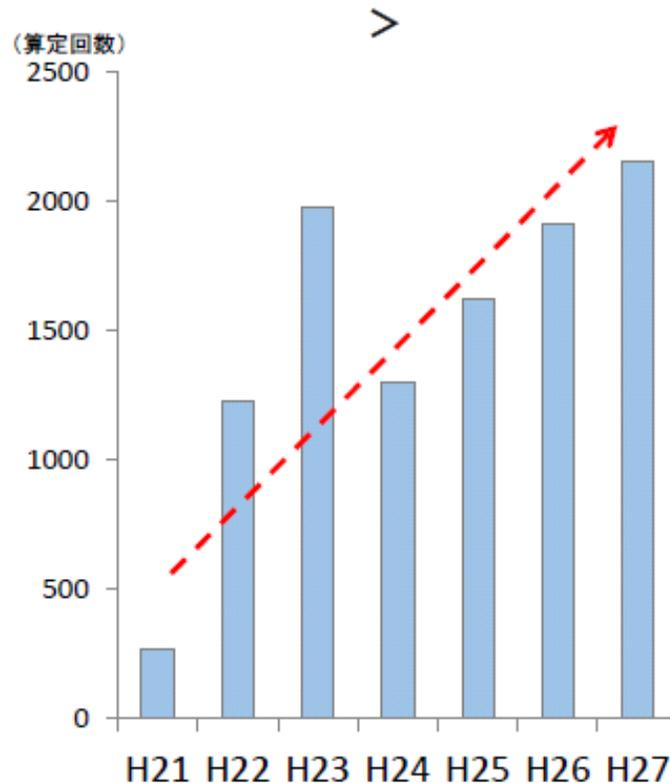
自宅で人工呼吸器を必要とする子ども
264名 (2005年) → 3,069名 (2015年)
約10倍

「医療的ケア児に対する実態調査と 医療・福祉・保健・教育等の連携に関する 研究」の中間報告 (平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業)

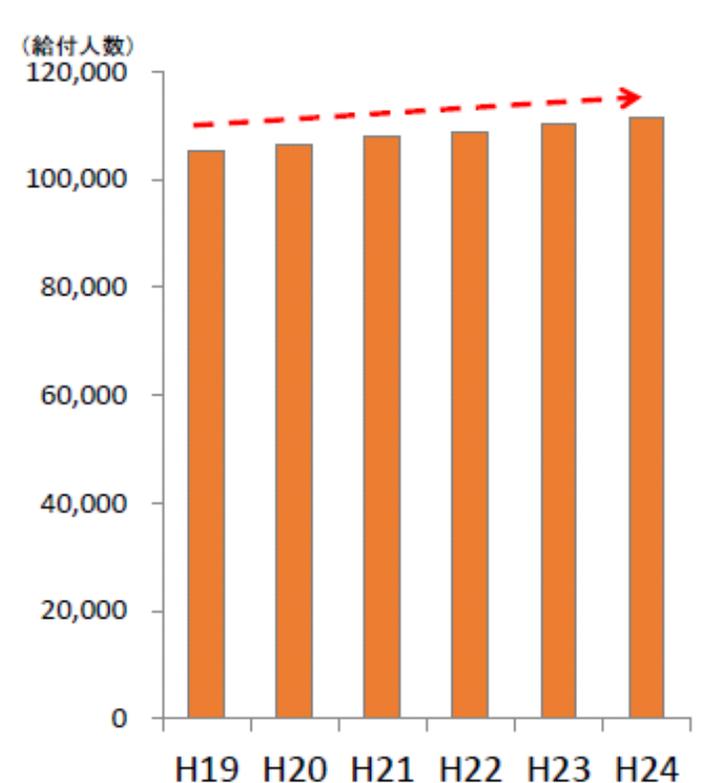
平成28年12月13日
埼玉医科大学総合医療センター
研究代表者： 田村 正徳

○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定回数や小児慢性特定疾病の給付人数は増加又は微増しており、長期にわたり療養を要する児童の数は増加していく傾向にある。

<在宅人工呼吸指導管理料算定回数(15歳未満)>



<小児慢性特定疾患治療研究事業の給付人数>



病気や障がいをもちながら地域で過ごす子どもたちの思い

成長発達しながら地域社会の中で生活する

- 🌸 同年齢の子ども達と過ごしたい
- 🌸 学校や保育園など、おうちの外で過ごしたい
- 🌸 ケアのことばかりでなく、私自身をみてほしい



成長発達に合わせた社会生活を過ごす

ケアの対象を**発達過程**の視点でとらえる
子ども・家族を**生活体**としてとらえる

病気や障がいをもつ乳幼児への訪問看護

増額！

訪問看護の利用



乳幼児への訪問看護の評価

乳幼児への訪問看護の評価

➤ 乳幼児への訪問看護を推進するために、乳幼児加算の評価を充実する。

現行	改定後
【訪問看護基本療養費】 乳幼児加算・幼児加算 [在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料] 乳幼児加算・幼児加算	【訪問看護基本療養費】 <u>乳幼児加算</u> [在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料] <u>乳幼児加算</u>
500円 50点	1,500円 150点

88



小さい子どもの訪問は
やったことないなあ

僕のところにも
来てほしいな



伊東市で医療的ケアを必要とした乳幼児は8名
伊東市で訪問看護を利用したことがある乳幼児は2名

医療的ケアを必要とする子どもへの訪問看護

対象拡大！

訪問看護の利用



長時間の訪問看護における医療的ケア児への対応 ：長時間訪問看護加算

長時間の訪問看護における医療的ケア児への対応

➤ 在宅で療養しながら生活する小児への支援を充実するために、医療的ケアが必要な児における長時間訪問看護加算の算定回数を週1日から週3日まで拡大する。*在宅患者訪問看護・指導料・同一建物居住者訪問看護・指導料の当該加算についても同様

もっとたくさん、
訪問看護師さんに
来て欲しい



現行
長時間訪問看護加算(週1日まで) [算定対象] (1) 15歳未満の超重症児又は準超重症児 (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる疾病等の者 (3) 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る 指定訪問看護を受けている者
長時間訪問看護加算(週3日まで) [算定対象] 上記の(1)



改定後
長時間訪問看護加算(週1日まで) [算定対象] (1) 15歳未満の超重症児又は準超重症児 (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる疾病等の者 (3) 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る 指定訪問看護を受けている者
長時間訪問看護加算(週3日まで) [算定対象] 上記の(1)及び(2) (15歳未満の小児)



【特掲診療料の施設基準 別表8】

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

超重症児・準超重症児は、週3回、長時間訪問看護加算を算定することが可能であったが、医療的ケアが必要であっても歩行が可能である小児は、週1回のみ算定であった。

特掲診療料の施設基準等別表第8の各号に掲げる者

1. 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している
2. 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、
在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、
在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、
在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4. 真皮を越える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

別表8に掲げる者＝いわゆる医療的ケアを行っているひとたち

医療的ケアを必要とする子どもの情報提供

新設！

訪問看護の利用



学校への情報提供に係る評価
： 訪問看護情報提供療養費2

学校への情報提供に係る評価

- 医療的ケアが必要な小児が学校へ通学する際に、訪問看護ステーションから訪問看護についての情報を学校へ提供した場合の評価を新設する。

(新) 訪問看護情報提供療養費2 1,500円

【算定要件】

小学校又は中学校等に入学や転学時等の当該学校に初めて在籍する利用者について、**学校からの求めに応じて**、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定。

【算定対象】

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の15歳未満の小児
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる15歳未満の小児
- (3) 15歳未満の超重症児又は準超重症児



うちの普段の様子が知りたい

僕のことを伝えてほしい



学校が訪問看護ステーションに情報提供を求めなければならない

その学校に在籍中、1回だけしか算定できない

病気や障がいをもちながら地域で過ごす子どもたちへの継続支援

対象拡大！

医療機関での継続支援



小児科療養指導料の見直し

看護師でもできる！

普段の生活のこと、たくさん話したい



子どもや家族と話したい



小児科を担当する医師が、慢性疾患で生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者に、必要な生活指導を継続して行った場合に、算定する。

医療的ケア児に相当する状態

*人工呼吸器を装着している障害児

*その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

成長発達しながら地域で生活する子どもたちに、看護師が支援を行うことに報酬がつくようになった

小児科療養指導料 270点

成長発達しながら地域社会の中で生活する

乳児期

幼児期

学童期

思春期

青年期

子どもの様子

- 身体機能の成長に伴うケアの変更 : 気管切開チューブ・吸引チューブ等のサイズ変更
- 病状の変化に伴う治療の変更 : 新たな医療的ケアの導入、今までのケアの中止
- 認知機能の発達に伴う本人の理解 : 本人への説明、ケア実施者の変更



看護師、セラピストの役割

15歳未満

通園

学校

通所・在宅/入所

社会生活

家族の様子

- 新たな社会生活の始まり : 新しくかかわる人への情報提供、関連機関の連携
- 家族構成や機能の変化 : きょうだいへのかかわり、家族の生活スタイルの変化

他施設で算定されている場合、15歳以上の子ども、亡くなった子どもの家族には必要性があってもかかわっても、算定できない

地域における医療的ケアを必要とする子どもの支援体制

多職種がかかわるため
コーディネートが必要

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

地方公共団体の関係課室等の連携

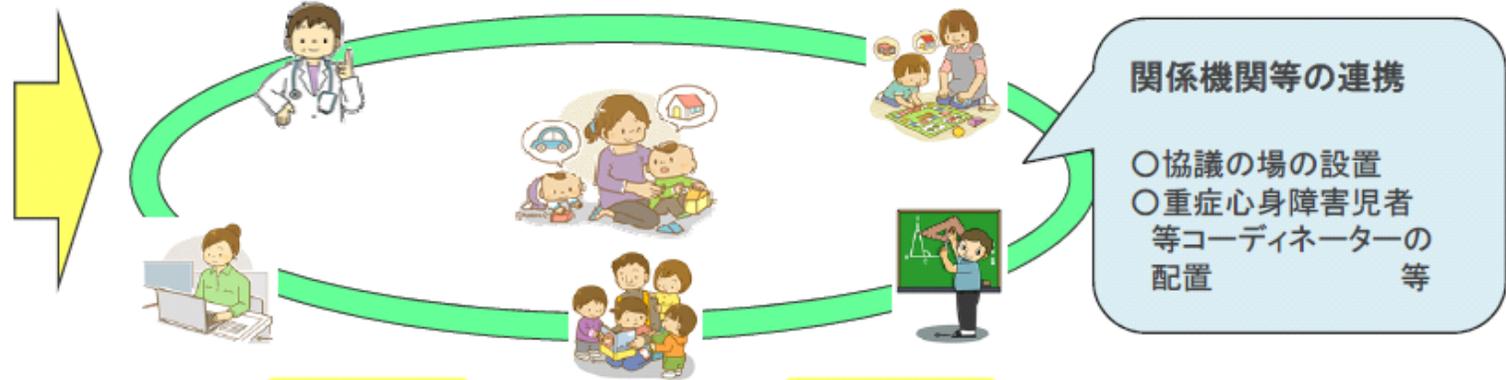
- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進 等

医療関係

- 訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活することができる体制の整備の確保
- 小児在宅医療従事者育成のための研修会の実施 等

障害福祉関係

- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保 等



関係機関等の連携

- 協議の場の設置
- 重症心身障害児者等コーディネーターの配置 等

保健関係

- 母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供 等

保育関係

- 保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受入や医療的ケア児のニーズを踏まえた対応 等

教育関係

- 学校に看護師等の配置
- 乳幼児から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備
- 医療的ケアに対応するための体制整備(看護師等の研修)等

小児在宅ケア研究会で育成している 『小児在宅ケアコーディネーター』

医療的ケアを必要としながら地域で生活する子どもと家族の包括的支援を実践、推進する看護師として、小児在宅ケア研究会が2005年より育成を行っている。

ケアの対象を**発達過程**の視点でとらえる
子ども・家族を**生活体**としてとらえる

身体機能の成長に伴うケアの変更	: 気管切開チューブ、吸引チューブのサイズが変更
病状の変化に伴う治療の変更	: 新たな医療的ケアの導入、今までのケアの中止
認知機能の発達に伴う本人の理解	: ケアへの取り組み、ケア実施者の変更
新たな社会生活の始まり	: 新しくかかわる人への情報提供、関連機関の連携
家族構成や機能の変化	: きょうだいが生まれる、家族の生活スタイルの変化

子どもと家族の意向を共有する
親子、家族、友人などとの相互作用を支える
子どもと家族が主体となるように支える

小児在宅ケアコーディネーターとしての私の活動

ケアの対象を**発達過程**の視点でとらえる
子ども・家族を**生活体**としてとらえる

- ❁ 就園・進学などにむけて、子ども・家族の思いを共有する
- ❁ 地域の関連機関と、子ども・家族の思いを共有する
- ❁ それぞれの専門機関が、専門職として子ども・家族の最善を考える
- ❁ 地域での、それぞれの機関の役割、できることを考える

子どもと家族の意向を共有する
親子、家族、友人などとの相互作用を支える
子どもと家族が主体となるように支える

病気や障がいをもつ子どもを地域で支える看護師の課題

❁ 医療・福祉・教育・保育・保健との連携

さまざまな法律からなる取組を、個々の事例にどのようにつなげるか

❁ 子どもと家族を包括的にとらえる人材の育成

成長発達しながら地域社会のなかで生活する子どもと家族をとらえる視点

❁ 子どもが少ない地域でも対応できる

1つの施設が対応する子どもが少ない

❁ 制度が活用される

病気や障がいをもつ子どもを地域で支える診療報酬

への期待

❁ 地域で過ごす子どもや家族の視点が活かされる

子どもや家族の求めに応じた情報提供

子どもや家族が生活する場での支援： 保育所・学校での訪問看護利用
自宅-保育所・学校の移動支援

❁ 子どもが少ない地域でも対応できる

1事例でも加算できる

どの病院でも報酬が受けられる

❁ 子どもと家族を包括的にとらえ、医療・福祉・教育・保育・保健と連携しながら、子どもと家族の生活を支える人材育成